

農業資材審議会

飼料分科会飼料安全部会
家畜・養魚用飼料小委員会

農林水産省消費・安全局
農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会
家畜・養魚用飼料小委員会

令和5年12月20日（水）

14：00～14：57

農林水産省会議室（Web併催）

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

（1）飼料中の農薬（2,4-D）の規格の改正について

3 その他

- ・飼料中のかび毒（オクラトキシンA）の基準値（管理基準）の新規設定の検討について（食品のオクラトキシンAの設定に伴う対応）
- ・飼料中のダイオキシン類の実態調査結果（令和4年度）

4 閉 会

午後2時00分開会

○事務局 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会家畜・養魚用飼料小委員会を開会いたします。

ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、ビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

まず初めに、開催に当たり、御連絡が2点ございます。

1点目ですが、会議中の意思表示の方法についてです。ウェブで御参加の方は映像カメラに向かって挙手、または画面上部にあります手を挙げるボタンをクリックしていただくことで挙手といたします。

本日ですが、委員Aより御欠席という御連絡を頂いておりますため、委員Bに議事進行をお願いしたいと思います。委員Bから指名がありましたら、マイクをオンにして御発言ください。御発言の後はマイクをオフにするとともに、挙手ボタンをもう一度押し、手を下ろしていただきますようお願いいたします。もし御意見のない場合は、挙手をせずにそのままマイクをオフをお願いいたします。

2点目ですが、本小委員会の議事録の扱いについてです。昨年3月22日付けで決定いたしました、「農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会家畜・養魚用飼料小委員会議事録の取扱いについて」に基づきまして、本小委員会の議事録を公開いたします。

それでは、議事に入ります前に、畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長より御挨拶申し上げます。

○畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長 本日は大変お忙しい中、小委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から飼料安全行政に御指導、御支援を賜りまして、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

一部の委員の皆様におかれましては、御存じのとおり、今年の4月から飼料安全の関係や薬事行政を一体で推進するということで、畜水産安全管理課の中に飼料安全・薬事室が併設されました。当室では畜産物の安全性の確保が行われるようしっかりリスク管理を行うとともに、動物用医薬品に関する制度の運用等を適切に行いながら、合理的、効率化に向けた検討を行い、しっかり生産資材の低減に資する取組を継続しつつ、安全を確保してまいりたいと考えております。

最近の情勢につきましては、前段お話がありましたとおり、飼料等の物価の価格高騰、やはり依然ウクライナ情勢や、あと円安も多少緩和したとはいえ、まだ140円台、百四十

二、三円といった形でまだ円安の関係もございますので、どうしても食料安全保障の観点からも、国産飼料の増産等の取組が注目されている状況となっております。

一方で、最近もテレビ等で報道がありましたとおり、国産の小麦製品ですね、そういったものが食品衛生法の基準を超過する、といった事例も見られておりますので、やはり国産の方の安定供給を行うとともに、より安全で、かつ、良質な飼料等の安定供給といった役割を我々の方としては果たしていく必要があると考えております。

本日の小委員会では、飼料中の農薬の規格の改正として、2,4-Dについて御審議を頂くとともに、また報告事項としましては、最近の食品衛生法の方に関する審議会、厚生労働省の方の審議会においてオクラトキシンですね、かび毒の基準値の設定について審議がキックオフされたといった状況もありますので、それを踏まえた飼料中のオクラトキシンAの設定のお話や、あと令和4年度に実施いたしました飼料中のダイオキシンの実態調査について御報告をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御指導を頂けますと幸いです。

以上で、簡単ではございますが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、審議に移る前に、今年度は2年に一度の農業資材審議会の委員改選が行われましたので、改選結果について御報告いたします。

まず、昨年度まで座長に御就任いただいていた委員Cに代わりまして、今年度からは委員Aに座長に御就任いただくことになりました。

また、今年度より、本小委員会において新たに委員D、委員E、委員F、以上3名の委員に御就任いただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、代表しまして、委員E、委員Fに一言ずつ御挨拶いただいてもよろしいでしょうか。まずは委員Eから、よろしくお願いいたします。

○委員E 今年度から本委員会の委員に就任いたしました。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

私のバックグラウンドは獣医学が専門ですので、そういった見地からこの会でいろいろな検討に参加させていただきければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

では、委員F、よろしくお願いいたします。

○委員F 研究の専門分野は昆虫生理学とか殺虫剤の方になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行は委員Bにお願いいたします。

○委員B よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から委員の出席状況、委員の利益相反の該当の有無について報告してください。

○事務局 委員の出席状況の報告をさせていただきます。

本日は委員A、委員G、委員Hから御欠席との御連絡を頂いております。また、委員Dからは途中退席との御連絡を頂いております。

農業資材審議会令第7条の規定に基づき、会議が成立することを御報告いたします。

また、利益相反については、事前に確認させていただいたところ、本日の議事に関して該当者となる方はいらっしゃいませんでした。

○委員B 続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 会議室にお越しの委員の皆様はタブレットを御覧ください。委員の皆様に事前に御送付いたしましたとおり、資料が1から4までございます。資料1が議事次第と委員名簿、出席者、それから2が農薬についてです。3番目がかび毒について、それから資料4の方がダイオキシンについての資料となっております。もし不足等がございましたら事務局にお知らせいただければ、速やかに送付いたします。

○委員B それでは、議事に入りまして、議事の（1）飼料中の農薬（2,4-D）の規格の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

私からは、飼料中の農薬（2,4-D）の成分規格の改正について、御説明いたします。

ただいま資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

資料は資料番号2番の評価書でございますが、資料に沿ったこちらのスライドを準備しておりますので、本スライドで御説明いたします。

飼料中の残留農薬につきましては、食品衛生法でポジティブリスト制度が始まったときに過去に調査した結果、輸入飼料原料から検出した事例がある農薬、また畜産物への残留性が高い農薬を選定し、平成18年5月に飼料安全法において基準値を暫定的に定めるところでございます。その後、順次見直しを行っております。

2,4-Dの基準値につきましても暫定的なものとなっているため、今回基準値の見直しについて御審議いただきたいと考えております。

まず、農薬2,4-Dの概要について御説明いたします。評価書の1ページから2ページとなります。2,4-Dはフェノキシ系の除草剤です。作用機序はオーキシシン作用により植物の分裂組織を異常に活性化して奇形を生じ、さらに呼吸の異常増進等によって生理機能を攪乱させることにより除草効果を示すと考えられています。

国内では水稻やさとうきびに適用がございまして、海外では、米国、カナダ、豪州等でも登録されております。

遺伝子組換え技術による2,4-D耐性作物への適用もございます。

基準値につきましては、先ほど御説明しましたとおり、平成18年5月に暫定的に設定しておりまして、今回農薬抄録やJMPRの評価書、食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、基準値の見直しを行いました。

次に、2,4-Dの国内外における残留基準についてです。こちらは評価書の2ページにございます表1と同じものです。ポジティブリスト制度導入時、穀類の国内の基準値は食品と飼料、どちらも同じ値でしたが、2021年に食品の基準値が改正されたことによりまして、食品の基準値はこちらの表のとおりとなっております。名称も、2,4-Dから2,4-ジクロロフェノキシ酢酸という名称に変更されております。

ここで評価書の順序と前後しますが、2,4-D耐性作物について説明いたします。評価書の5ページとなります。先ほど説明しましたとおり、2,4-Dはオーキシシン作用により除草効果を示します。2,4-D耐性作物は2,4-Dやキザロホップのようなアリルオキシアルカノエート系除草剤を酸化させ、除草活性のない化合物に変換させる遺伝子をとうもろこしや大豆に挿入しております。例えば2,4-Dに耐性がある作物ですと、2,4-Dは除草活性のない2,4-DCPやグリオキシル酸に変換されます。

遺伝子組換え体ではこのような作用機序があるため、非遺伝子組換え体と遺伝子組換え体とでは残留物質が異なる可能性もあるため、このことも踏まえて作物代謝試験を確認いたしました。

こちらが代謝試験の結果をまとめたものとなります。評価書の3ページからとなります。

まず、作物代謝試験について御説明いたします。

非遺伝子組換え体では主要な残留物質は2,4-D及び2,4-Dの糖抱合体でした。遺伝子組

換え体では主な残留物質が2, 4-D及び2, 4-Dの代謝物である2, 4-DCPの糖抱合体でした。

なお、評価書中では2, 4-Dの糖抱合体は代謝物G、2, 4-DCPは代謝物Cとしております。また、いずれも穀粒において10%TRR以上認められた物質はなく、主に茎葉に残留する結果となっております。

次に、家畜代謝試験についてです。ヤギ、鶏、いずれも主要残留物質は2, 4-Dであり、可食部において10%TRR以上認められた代謝物はありませんでした。

続きまして、飼料中の主な2, 4-Dの分析法でございます。評価書の9ページからとなります。穀類及び乾牧草を対象として分析法がございまして、どちらの分析法も分析対象物質について飼料中にこちらの※の塩やエステル体が含まれている場合には飼料中の2, 4-Dに含まれるとしております。

次に、規制対象物質、暴露評価対象物質についてです。評価書の12ページからとなります。規制対象物質、つまり飼料安全法において基準値の対象とする物質でございますが、植物代謝試験の結果や、先ほどの分析対象物質を踏まえた上で規制対象物質は2, 4-D並びにその塩及びエステル体とすることが適当と考えられました。

また、暴露評価対象物質でございますが、家畜代謝試験や長期の作物代謝試験によりまして、暴露評価対象物質も2, 4-D並びにその塩及びエステル体とすることが適当と考えられました。

次に、作物残留試験の結果でございます。こちらは穀類と牧草の作物残留試験の結果をまとめたものになります。評価書の13ページからです。それぞれの作物残留試験からOECD calculatorにより基準値を推定しております。

小麦につきましては残留試験から推定される基準値は2 mg/kgでしたので、見直し案も2 mg/kgとしました。

とうもろこしは残留試験から推定される基準値は0.06 mg/kgでしたが、コーデックスや食品基準を踏まえまして、当面の間は0.05 mg/kgとし、コーデックス基準の見直しが行われた際にはこちらでも基準値の見直しを検討いたします。

マイロは残留試験から推定される基準値は0.03 mg/kgでしたが、食品基準は2 mg/kgと設定しており、食用のマイルが飼料に転用されることがあることから、見直し案は食品基準と同じ2 mg/kgとしました。

大麦、ライ麦、えん麦は小麦と使用方法是同じであったものの、残留試験は確認できませんでした。しかしながら、食用の大麦、ライ麦、えん麦が飼料に転用される可能性が

あることから、見直し案は食品基準と同じ2 mg/kgとしました。なお、基準値の見直しに必要な作物残留試験などが提出されれば、基準値の見直しを検討したいと思います。

牧草は、残留試験から推定される基準値はイネ科牧草では500 mg/kg、小麦茎葉では90 mg/kgでした。より高い方のイネ科牧草の基準値500 mg/kgを見直し案とすると、主要輸入国、こちらは米国の基準値ですが、米国基準の300 mg/kgよりもかなり高いものとなるため、当面の間はコーデックス基準の400 mg/kgとし、コーデックス基準の見直しが行われた場合にはこちらでも基準値の見直しを検討したいと思います。

そのほかの飼料の作物残留試験についてです。評価書の22ページからとなります。2,4-Dは大豆にも適用があることから、その作物残留試験データを確認しましたところ、全て定量下限0.01 mg/kg未満でした。

また、国内では稲にも適用があり、稲わらに基準値を設けております。基準値設定以降、新たな作物残留試験は得られておりませんので、現行の基準値の1 mg/kgを維持する案としております。

次に、家畜残留試験の結果でございます。評価書の24ページからとなります。こちらは乳牛に2,4-Dを給与した場合の畜産物中の最大残留濃度を示したものととなります。こちらの表のとおり、いずれの臓器や乳に残留が認められました。

次に、畜産物中の残留濃度の推定でございます。評価書の25ページからとなります。まず、飼料中の最大残留濃度を推定いたします。推定に用いる値は、作物残留試験の結果などから導き出した数値となりますので、こちらの表のとおりとなります。例えば小麦の場合は作物残留試験の中央値、STMRの0.22 mg/kgを使用しております。小麦の加工品であるふすまについては、加工係数5を掛けて1.1 mg/kgという数値を使用しております。

飼料中の最大残留濃度を推定する場合、穀類などについてはSTMRを使用することになっておりますが、大麦、ライ麦、えん麦につきましては作物残留試験が確認できなかったため、基準値案の2 mg/kgを推定に用いることとしました。

残りの穀類等と牧草については表のとおりです。牧草については、穀類と異なり、飼料中の最大残留濃度を推定する場合は、作物残留試験の最大値HRを使用することとなっておりますので、イネ科牧草は330 mg/kg、穀類の茎葉として85 mg/kgを推定に使用しました。一番下の稲わらにつきましては、現行基準値をそのまま推定に用いることとしました。

こちらが先ほどお示しした数値を用いてOECD feed tableで推定した各飼料中の最大残留濃度と平均的な残留濃度となります。乳牛用飼料と肉牛用飼料の最大残留濃度は、それ

ぞれ263.2 mg/kg、151.6 mg/kg、平均残留濃度はそれぞれ94.1 mg/kg、55 mg/kgとなりました。豚用飼料、採卵鶏用飼料、肉用鶏用飼料の最大平均残留濃度は、それぞれ0.99 mg/kg、採卵鶏用飼料は0.55 mg/kg、肉用鶏用飼料は0.30 mg/kgとなりました。

次に、家畜代謝試験、家畜残留試験の結果及び飼料中最大残留濃度から畜産物中の最大残留濃度を推定いたしました。評価書の27ページからとなります。背景が水色の部分がこれまで御説明した家畜代謝試験や家畜残留試験の結果を示したものととなります。背景が黄色の部分が飼料中最大残留濃度から推定した畜産物中の残留濃度となります。それぞれ残留濃度を推定した上で、食品衛生法に基づく基準値と比較しました。

例えば、牛の筋肉の残留の推定ですと、牛の家畜残留試験の結果より2,446 mg/kgの濃度で2,4-Dを給与したときに0.24 mg/kg牛の筋肉に残留したという結果でしたので、今回推定した乳牛用飼料の最大残留濃度の263.2 mg/kgを与えた場合には筋肉には0.0437 mg/kg残留すると推定しております。

いずれの部位の推定残留濃度も食品衛生法に基づく基準値よりも低い値となりました。

次に、暴露評価でございます。評価書の27ページからとなります。暴露評価を行ったところ、ADIに対する比は最も高い幼小児でも23.6%であったことから、ヒトに健康影響を与える可能性は低いと考えられました。

最後にまとめです。評価書の28ページとなります。飼料中の2,4-Dの残留基準について、見直し後の規制対象物質、基準値をまとめたものとなります。

まず、2,4-Dの名称につきましては、食品衛生法と合わせて、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸に変更いたします。

飼料の規制対象物質は、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸並びにその塩及びエステル体とし、飼料原料の基準値案につきましてはこちらの表に示したとおりとなります。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員B それでは、審議に移ります。御意見、御質問がありましたら、映像カメラに向かって挙手いただくか、手を挙げるボタンで挙手をお願いいたします。

御意見等なさそうでしょうか。

それでは、飼料中の農薬2,4-Dの規格の改正について審議した結果、原案のとおりとし、本小委員会の審議結果として部会及び分科会に報告させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局は審議会の規定に基づいて、答申の手続を進めてください。

では、ここで10分間の休憩を取らせていただきます。再開は40分でよろしいでしょうか。
では、2時40分から次の議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

午後2時26分休憩

午後2時40分再開

○委員B それでは、時間になりました。再開させていただきます。

事務局から報告事項などありますか。

○事務局 事務局から、2点報告事項がございます。

1点目は、飼料中のかび毒（オクラトキシンA）の基準値（管理基準）の新規設定の検討について（食品のオクラトキシンAの設定に伴う対応）、2点目は、飼料中のダイオキシン類の汚染実態調査（令和4年度）について御説明いたします。

○事務局

それでは、資料3、飼料中のかび毒（オクラトキシンA）の基準値（管理基準）の新規設定の検討について（食品のオクラトキシンAの設定に伴う対応）について御報告させていただきます。

まず、経緯です。農林水産省では、家畜等に健康影響を及ぼしたり、乳などの畜産物を介して人に健康影響を及ぼしたりする可能性が高いかび毒4種類、アフラトキシンB₁、ゼアラレノン、デオキシニバレノール及びフモニシン（B₁+B₂+B₃）について、国際的な考え方（ALARAの原則）に基づき、リスクの程度に応じた基準値を設定しているところです。

今般、12月11日に開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、食用の小麦及び大麦を対象としたオクラトキシンA、以下「OTA」とさせていただきます、の基準値を設定することについて事務局から提案され、了承されたところです。

一方、今後、食品の基準値が設定された場合、当該基準値を満たさない小麦等が飼料用として転用される可能性があります。現在飼料のOTAの基準値が設定されていないため、飼料転用の可否判断ができない状況であります。

このため、飼料の基準値設定を検討する必要があります。

今後の対応です。これまで得られた科学的知見（飼料中のOTAの含有実態データや家畜等へのOTAの移行試験データ）等に基づき、食品のOTAの基準値設定のタイミングに合わせて、我が国の実態に即した、飼料中のOTAの基準値（管理基準）を新たに設定する方向で、

検討を開始したいと考えております。

なお、食品の基準値設定につきましては、食品安全委員会における評価結果を受けて、改めて薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われる予定です。

このため、飼料については、食品の基準値設定に係る食品安全委員会の審議結果を待った上で、飼料の基準値について審議したいと考えております。

また、引き続き、諸外国における飼料のOTAの基準値検討の動きを注視し、必要に応じて、我が国における飼料のOTAの基準値検討に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、今後のOTA基準値設定までの流れについて御説明いたします。食品におきましては、先日12月11日に薬食審において食品の基準値設定をすることについて了承が得られたところです。本日、本小委員会において飼料のOTAの基準値の検討を開始する旨御報告させていただいております。

今後のスケジュールですが、厚生労働省の方で食品安全委員会への評価依頼をし、食品健康影響評価が出された後、薬食審において食品の基準値案についての審議を行いますので、このタイミングに合わせて本小委員会にて飼料のOTAの基準値案について御審議いただきたいと考えております。

その後は、所要の手續を得た後、食品の基準値設定のタイミングに合わせて飼料の基準値を設定したいと考えております。

最後、御参考ですが、こちら近年における飼料中のOTAの実態調査結果になります。こちら穀類及びその副産物に関する含有実態調査結果になります。

なお、飼料原料につきましては、コーデックス委員会における基準値はございませんが、EUにおいて飼料原料の穀類及び穀類製品において基準値が設定されておりまして、その基準値250 µg/kgを超過する結果は現時点では得られていない状況にあります。

こちら最終製品である配合飼料についてです。配合飼料の基準値につきましても国際基準はございませんが、EUにおいて豚用飼料50 µg/kg、鶏用飼料100 µg/kgと設定されておりますが、それらを超過するような結果は認められておりません。

引き続き、OTAが含まれる可能性がある飼料について実態調査を行うとともに、国内外の評価の状況等を踏まえた上で、飼料中のOTAの基準値を検討してまいりたいと考えております。

私からの報告は以上となります。

○委員B ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

私から1点お聞きしたいのですが、食品の基準値の設定が消費者庁に移りますよね、この4月に。飼料の基準値設定も同様ですか。

○事務局 飼料については引き続き農林水産省で設定してまいります。

○委員B 移らないということですか。

○事務局 はい。

○委員B ありがとうございます。

それでは、続きまして、2点目の飼料中のダイオキシン類の汚染実態調査（令和4年度）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

当方の方から、令和4年度の飼料中のダイオキシン類の実態調査結果について御説明させていただきます。資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

では、説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、12月15日に農林水産省のホームページに掲載をさせていただきました。

まず、調査の背景及び目的でございますが、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づきまして、農畜水産物中のダイオキシン類濃度を調査し、結果を公表しております。飼料につきましては、畜水産物のダイオキシン類汚染の主要な経路でありますことから、平成12年度より調査を開始し、対象飼料を変えながら調査を継続しております。平成12年から28年まではFAMICで分析を行っていましたが、平成29年度より農水省の委託事業として分析を行っております。

続きまして、調査内容でございますが、昨年度令和4年度は魚油を12点、魚粉を8点収集しております。また、飼料の分析でございますが、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置、こちらHRMSを用いておりますが、HRMSで定量を行っております。

検出下限と定量下限は表1にお示ししたとおりになっております。

なお、ダイオキシン類は種類ごとに毒性の強さが異なりますため、実際の測定値にWHOが提案した毒性の強さを換算する係数を掛けて得た値をそれぞれ足し合わせ、合計値として表示をしております。

結果の概要を表2にお示しいたします。日本ではダイオキシン類については飼料に対する基準値はございませんが、諸外国においてはEUで飼料中ダイオキシン類の最大値が定め

られております。今回の調査でEUの基準値を超えるものは検出されておられません。

図1を御覧ください。平成29年度からの経年変化をお示しした図になりますが、魚油と魚粉いずれにおきましても上昇傾向あるいは下降傾向といった有意な変動傾向は見られませんでした。

最後に、今後の対応でございますが、農水省では、ダイオキシン類濃度の経年変化を把握するため、継続して飼料の実態を調査する予定でおります。

事務局からの説明は以上となります。

○委員B ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお知らせください。

それでは、委員I、よろしくお願いします。

○委員I EUの方の基準なのですが、3品目、3つ測定されて、日本で今回令和4年測られたのは真ん中のやつということですよ、ここの表3の。

○事務局 おっしゃるとおりでございます、真ん中の。

○委員I 両方をEUが設定して、ほかの2種類の測定を設定しているというのは何か理由があるか御存じでしょうか。

○事務局 そうですね、そこまでは。

○委員I こちらは測定は民間の機関でされているということなのですが、この数値自体はお持ちなのでしょうか。EUに相当する両端の品目の。

○事務局 いえ、これは持ち合わせておりません。

○委員I はい、分かりました。

○委員B ありがとうございます。

ほか御意見ありますでしょうか、御質問等でも結構です。

よろしいですか。

○事務局 すみません、事務局でございます。

先ほどEUの部分の2つ基準というところの考え方なんですけれども、EUですとコプラナPCBの部分が入った部分のPCB基準と入っていない場合の基準という形の2つを明示的に示すとともに、あともう一つが我々でいう指導基準ですね、超えてはならないという基準と、あと万が一超えてしまっても直ちに回収は必要ではないんだけど、気をつけた方がいいですよという、アクションレベルが定められていると聞いておまして。特にコプラナPCBですと特異的に純粋なダイオキシンの汚染とは別にコプラナPCB以外のPCBで汚染されているという場合とかも含めたことも考えて2つ基準値があるのではないかと推測してお

ります。

あと、個別の分析値というのは、今回の我々の方で行っている事業といいますか、委託事業で、従前ですと農林水産消費安全技術センター、通称FAMICの方がそういうダイオキシンを測定する高分解能の装置があったので、そちらで分析いただいていたんですけども、どうしても装置の老朽化の関係で外注の委託で今やっているという状況になっておりますが、それぞれの異性体ごとの数値という部分も、委託事業の結果の報告としては我々の方が持ち合わせております。そのそれぞれの結果から毒性の等量を係数を掛けた形で合算した形が今回の御報告していただいた数値となります。

以上となります。

○委員I どうもありがとうございます。特に出す必要はないと思うんですけど、ただ輸出とか何かであって、後になって何か言われたときに出せるデータがあるのかどうかというのがちょっと気になったということなのです。

○事務局 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、海外に輸出したものからダイオキシン類が出た事例があった際ですと、やはり相手国から輸出した品目の分析結果が示されることになっていきますが、その際今I先生がおっしゃったように、それぞれの異性体ごとの数値と、あとその分析値が範囲ですね、分析法ですと毎回測定して同じ数値が出るわけではありませぬので、その出てきた結果から、どこからどこまでの濃度範囲が出得る分析法で行ったというところまで、かなり詳細なデータとかも示しておりますので、先生のおっしゃるとおり、我々の方としてもしっかり数字の方の把握する取り組みはさせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○委員I ありがとうございます。

○委員B ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、その他事務局から連絡事項などありますでしょうか。

○事務局 事務局から1点連絡事項がございます。

冒頭御説明しましたとおり、本会議の議事録を公開することとしております。後日事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認いただきたいと思いますと考えていますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○委員B それでは、本日の議事は以上となりますので、議事進行を事務局にお返ししま

す。

○事務局 ありがとうございます。

委員B、司会進行、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、家畜・養魚用飼料小委員会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後 2 時 5 7 閉会